



人はみな、
生かされて
生きてゆく。

法務省九州地方更生保護委員会・保護観察所

更生保護ネットワーク

■法務省専門職員（人間科学）採用試験 保護観察官区分

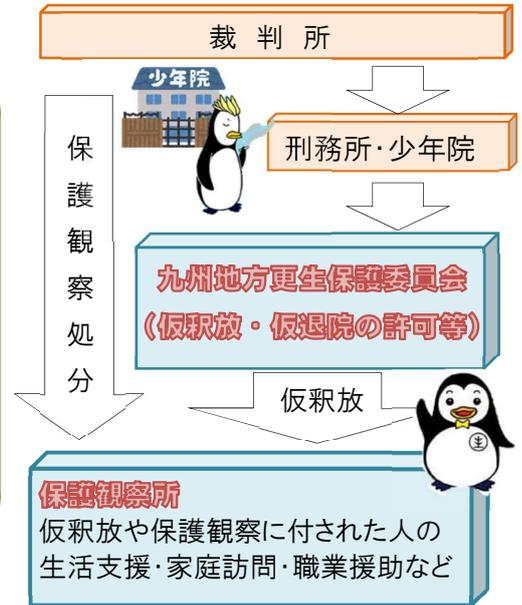
こんな仕事をしています

☆更生保護とは？

犯罪や非行をした人も、何らかの処分を受けた後は、地域社会で生活を続けます。更生保護とは、国が民間の人々と協力連携して犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できる（立ち直る）よう助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動です。

☆業務内容

- 地方更生保護委員会…全国8か所に置かれ（九州では福岡に本庁、沖縄に分室）、主として刑務所や少年院に収容されている人の仮釈放等に関する業務を行っています。
- 保護観察所…全国50か所に置かれ、更生保護および医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境調整、更生緊急保護、犯罪予防活動および精神保健観察等の業務を行っています。



採用されたら

採用後は、保護局や地方更生保護委員会、保護観察所などで法務事務官として一定期間行政事務に従事した後、保護観察官に任命されます。保護観察官は、社会内処遇の専門家として犯罪や非行をした人達の再犯・再非行を防ぎ、改善更生するために必要な指導・援助する業務に従事します。転勤は主に九州管内ですが、昇進していくにつれ範囲が広がります。勤務成績や実務経験に基づき、係長、課長、所長へと昇進します。

採用実績

○当委員会における過去の採用実績は、次のとおりです。

令和4年度試験：専門職4名、一般職(大卒)1名、一般職(高卒)1名

令和5年度試験：専門職3名、一般職(大卒)1名、一般職(高卒)0名

令和6年度試験：専門職4名、一般職(大卒)1名、一般職(高卒)0名

先輩からのメッセージ

私は社会的に疎外され、遵法的な社会生活を諦めてしまう人がいることを知り、そのような人の力になりたいと考えて保護観察官を志望しました。現在は法務事務官として、事件関係の事務処理・会計・庶務の業務に携わっています。保護観察官として働くのはまだ先ですが、日頃から上司や先輩方の経験談を聞き、更生保護制度の奥深さや重要性を感じています。

更生保護制度は刑事司法手続のアンカーであり、保護観察官と保護司を始めとする様々な民間協力者が協働することで成り立っています。このような制度を通じ、安心・安全で受容的な社会の構築を目指す保護観察官に興味のある方は、是非説明会や官庁訪問にお越しください。

(令和6年度採用 男性)

問い合わせ先

〒900-0022

那覇市樋川1-15-15 那覇第一合同庁舎 東棟7階
九州地方更生保護委員会那覇分室

☎098-853-2947

保護局 HP: <http://www.moj.go.jp/HOGO>



保護局 X



保護局 Instagram



九州地方更生
保護委員会 HP

